

自己負担限度額（月額）、入院時の食事代

自己 負担 割合	所得区分	高額療養費の自己負担限度額		入院時食事代の 標準負担額 (1食あたり)
		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	
3割	現役 並み 所得 者 (注 1)	住民税課税所得 690万円以上の人	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% (注4) 多数回 140,100円	510円 (下記以外の 指定難病患者等は 300円)
	所得 者 (注 1)	住民税課税所得 380万円以上の人	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% (注4) 多数回 93,000円	
	低所得者 II (世帯全員が住民税非課 税の低所得者I以外の 人)	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (注4) 多数回 44,400円		
2割	一般II 住民税課税所得が28万 円以上 (注2)		18,000円 年間上限 144,000円	57,600円 (注4) 多数回 44,400円
1割	一般I (現役並み所得者、一般 II、低所得者II、低所得者 I以外の人)			90日までの入院 240円
	低所得者II (世帯全員が住民税非課 税の低所得者I以外の 人)	8,000円	24,600円	過去12か月で 90日を超える入 院(注5) 190円
	低所得者I (注3)		15,000円	110円

(注1) 住民税課税所得が145万円以上の被保険者。ただし、被保険者の収入合計額が以下の場合は「一般」の区分となります。

- ・一人で383万円未満の人
- ・二人以上で520万円未満の人
- ・一人で383万円以上でも、世帯内に70歳以上74歳以下の人のがいる場合、その人も含め520万円未満の人
- ・昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及びその属する世帯の被保険者で、総所得金額等から住民税の基礎控除額を差し引いた額の合計額が210万円以下の人

(注2) 住民税課税所得が28万円以上かつ以下の要件に該当する被保険者

- ・同一世帯の被保険者が一人の場合、「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上
- ・被保険者が世帯内に複数いる場合、「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が320万円以上

(注3) 世帯全員が住民税非課税で、その世帯全員の所得が0円(年金の所得は控除額を80,67万円、給与の所得は控除額10万円として計算)となる世帯の人

(注4) 療養のあった月の過去12か月以内に3回以上、自己負担限度額（外来＋入院）の上限に達した場合4回目から該当となり、上限額が下がります。

(注5) 所得区分が低所得者Ⅱの認定期間中の入院日数が90日を超えており、かつ「医療の必要性が高い入院」をした人が対象です。該当する人は、申請が必要となりますので窓口で手続きしてください。